

1 輸入許可申請手続

輸入禁止品を輸入する場合の申請手続から許可が下りるまでの流れは、次のとおりです。

申請者（輸入者）

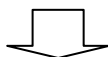
植物防疫所（農林水産大臣）

輸入禁止品輸入許可申請書の提出

- 申請者は輸入に先立って「輸入禁止品輸入許可申請書」（植物防疫法施行規則第2号様式。以下「申請書」という。）1部を申請者の住所地を担当する植物防疫（事務）所（支所、出張所を含む。以下「植物防疫所」という。）を経由して農林水産大臣あてに提出してください。

注1：申請書の記載内容が不十分なものは受理されず返送される場合があります。

注2：植物防疫所が申請書を受理してから許可が下りるまで約1か月（実地調査が必要な場合は約40日）を要しますので、できるだけ早目に提出してください。



輸入禁止品輸入許可申請書の審査

- 申請書を受理した植物防疫所では、申請書の記載内容について審査し、必要に応じて保管及び試験並びに標本としての展示及び保管等（以下「試験等」という。）を行う場所及び施設が輸入禁止品を管理及び隔離するのに適切であるかどうかについて調査（実地調査）します。

注3：審査及び実地調査の結果、適切と認められず、輸入禁止品の輸入許可が行われなかった場合は、その旨連絡します。



輸入禁止品輸入許可指令書及び輸入許可証票の交付

- 審査の結果、農林水産大臣により輸入が許可されたときは、申請者あてに「輸入禁止品輸入許可指令書」（以下「許可指令書」という。）及び当該輸入禁止品が大臣の許可を得て輸入されることを明らかにするために「輸入許可証票」（植物防疫法施行規則第3号様式。）が交付されます。

注4：許可指令書には、輸入禁止品の輸入許可の条件として、植物防疫所を気付として輸入すること、輸入禁止品の輸送方法、管理方法、管理場所、管理責任者、輸入禁止品と試験器具類の消毒方法及び利用期間等について具体的な条件が付されています。これらの条件に違反した場合は許可の取消し又は輸入禁止品の焼却、その他必要な措置をとることになりますから、許可指令書の条件は必ず守ってください。

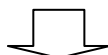
注5：許可指令書の条件をやむを得ず変更しなければならないときは、あらかじめ農林水産大臣の許可を得ることが必要です。変更が認められた場合、「許可指令書（一部変更）」が交付されます。なお、輸入禁止品の産地、品名及び数量の変更は認められません。

2 輸入許可後の手続

農林水産大臣による輸入許可を得た後の管理手続きは次のとおりです。

荷送人による発送

- ・ 外装に1梱あたり輸入許可証票の表面（白色）裏面（黄色）各1梱あたり1枚ずつ計2枚を貼付して、許可指令書に指定された植物防疫所へ発送して下さい。



輸入の際經由する植物防疫所における検査

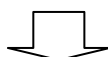
- ・ 輸入禁止品が輸入の際經由する植物防疫所に到着すると、植物防疫官が許可された品名、数量に相違ないか、容器包装の状態等の検査を行います。（輸入許可条件に違反していない場合は、認可した際外装に輸入認可証印を押印するか又は輸入認可証明書を交付します。）

注6：輸入数量が許可数量を超過した場合は、輸入は認められません。

注7：携行による輸入の場合、必ず各港（空港では検査カウンター）で植物防疫官の検査を受けて下さい。

注8：輸入を認可された輸入禁止品は、荷受人に直接手渡されるか、申請書に記載された輸送方法で荷受人に送付されますが、通関料や輸入の際經由する植物防疫所からの運送料は荷受人の負担となりますのでご承知ください。

注9：郵送等による輸入の場合に、当該輸入禁止品の容器包装に輸入認可証印が押されていない状態で送付されたときは、植物防疫官の確認を受けていない（輸入が認可されていない。）ので、開封せず植物防疫所に連絡を取ってください。



輸入禁止品到着報告書の提出

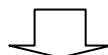
- ・ 輸入禁止品が管理場所に到着したときは、「輸入禁止品到着報告書」1部を直ちに管理場所を担当する植物防疫所長（支所・出張所長を含む）あてに提出してください。



輸入禁止品管理利用状況報告書の提出（管理期間が1年以上の場合）

- ・ 毎年3月末日までに「輸入禁止品管理利用状況報告書」1部を管理場所を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに提出してください。

輸入禁止品の管理状況について植物防疫官が適宜確認を行います。



管理完了（輸入禁止品管理完了状況報告書の提出）

- ・ 試験等を完了する場合は、植物防疫官立会いの下に輸入禁止品の処分、使用した器具類の消毒その他必要な措置を実施していただきますので、事前に管理場所を担当する植物防疫所へ連絡してください。
- ・ なお、これらの措置が終了した場合は、「輸入禁止品管理完了状況報告書」1部を管理場所を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに提出してください。

3 輸入禁止品の管理について

- ・ 輸入禁止品を用いた試験等は、許可指令書の条件に沿って実施してください。
- ・ 輸入禁止品は、施錠のできる保管庫に保管し、当該場所には輸入禁止品が保管してある旨の表示を行い、試験等の実施に当たっては、試験場所への担当者以外の立入りを制限したり、作業服の着用等に留意して、輸入禁止品の管理及び隔離に万全の措置を講じてください。
- ・ 輸入禁止品（後世代のもの、継代培養したもの等を含む。）は、指定された管理場所以外に移動したり、他に譲渡することが禁止又は制限されていますのでご注意ください。

4 許可後に変更があった場合について

農林水産大臣による許可後、次の事例が生じた場合は、手続きが必要となります。

輸入許可条件の一部（輸送の方法、輸入の際経由する植物防疫所名、管理責任者、試験方法又は試験場所等の変更あるいは輸入期限、利用期間の延長等）を変更したい場合

「輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願」1部を申請者の住所地を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに提出してください。

注：輸入禁止品の産地、品名及び数量の変更は認められません。

輸入許可証票を紛失又は破損した場合

輸入許可証票を使用前に紛失又は破損した場合は、その旨を速やかに申請者の住所地を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに届け出て（様式任意。1部）再交付を受け、輸入時に輸入禁止品の梱包の外装に必ず貼付してください。

退職、転勤等により申請者の名義等に変更又は申請者及び管理責任者の所属する機関の住所及び名称並びに管理場所の名称及び管理責任者の所属等に変更が生じた場合

変更から2週間以内に「輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届」1部を申請者の住所地又は管理場所を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに提出してください。

輸入禁止品の輸入を中止（一部を含む）・試験等を中止する場合

輸入を中止する場合は、申請者の住所地を担当する植物防疫所を、輸入後に試験等を中止する場合は管理場所を担当する植物防疫所を経由して「輸入禁止品(輸入・試験)中止届」1部を農林水産大臣あてに提出してください。試験等を中止する場合は、管理場所において植物防疫官立会いの下に輸入禁止品の処分等必要な措置を実施していただきます。

注：未使用の輸入許可証票は返却してください。

輸入禁止品から分離した微生物及び天敵を微生物株保存機関等へ寄託又は試験後保存したいとき

植物、土等から分離した微生物及び天敵を微生物株保存機関等へ寄託したい場合又は試験終了後研究用として保存したい場合は、「輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願(解除)」に、当該微生物、天敵に関する参考文献（解除する根拠の資料）を添えて、申請者の住所地又は管理場所を担当する植物防疫所を経由して農林水産大臣あて1部提出してください。この書面を受理した植物防疫所では検疫有害動植物に該当するかどうか検討し、その結果を文書で通知します。

5. 参考

- ・ [申請・手続き書類様式（一太郎・Word）一覧](#)
- ・ [申請書の記載方法（PDF）](#)
- ・ [植物防疫所管理担当地域一覧（申請者の住所地・管理場所）（PDF）](#)
- ・ [輸入許可証票（植物防疫法施行規則第3号様式）について（PDF）](#)